



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ホープ  
代表者名 代表取締役社長 政場 秀  
( J A S D A Q ・ コード 1 3 8 2 )  
問合せ先  
役職・氏名 常務取締役 高橋 ゆかり  
電話 0 1 6 6 - 8 3 - 3 5 5 5

### 内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、平成27年 5月 1日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成26 年法律第90 号）及びこれに伴う会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成27 年法務省令第6 号）を踏まえ、「内部統制基本方針」について下記の通り一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

### 内部統制基本方針

当社は、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、本方針を改定し、以下の通り業務の適正を確保するための体制を整備します。

#### 1. 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人による法令・定款の遵守が、あらゆる企業活動の前提であるとの認識のもと、すべての取締役は、そのための体制や施策等を整備する権限と責任を有し、管理部門担当役員は当社の法令遵守に対する取組みを横断的に推進する。この施策の一つとして、法令違反等の早期発見と是正を図るため、使用人が社内の法令違反又は不正行為を内部通報する仕組みを定める。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する事項

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、その他取締役の職務の執行にかかる 重要な文書や情報を、法令や社内規定に従って適切に保存・管理する。取締役及び監査役は、法令や社内規程に従い常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

### 3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理のための体制や施策等を整備する権限と責任を有し、管理部門担当役員は当社の法令遵守に対する取組みを横断的に推進する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務分担を明確にし、業務分掌や職務権限に係る社内規定を設け、役割分担や指揮命令関係などを通じて業務の効率的な遂行を図る。
- (2) 定例の取締役会を、原則として月1回開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、業務執行上の重要事項の決定並びに取締役の業務執行の状況の監督を行う。
- (3) 管理会計制度を充実させ、取締役会において定期的に管理会計上の実績を報告することにより、部門ごとの業績管理の徹底を図る。
- (4) 当社子会社においても、その規模に応じて当社の規程に準じた、社内規程等の整備を行わせるものとする。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。
- (2) 監査役は、取締役の職務の執行を監査する必要があるときは、子会社に対して営業または会計に関する報告を求め、業務および財産の状況を調査する。
- (3) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適切性・有効性を検証する。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人は存在しないが、監査役から求められた場合には、内部監査室が、監査業務の専門性、独立性に配慮しつつ必要に応じて補助するとともに、追加の使用人の人材選定にあたり監査役と協議する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (3) 監査役が監査に当たって、監査役が要望する場合には、内部監査室の監査結果を活用することができる。
- (4) 内部監査室は、監査役との協議の上、監査役が要望する場合には、内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。

### 7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役は、監査役の出席する、取締役会等重要な会議において随時執状況の報告を行う。

- (2) 当社グループの取締役および使用人は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反行為、取締役の不正行為並びに内部通報制度による通報内容のうち重大なものを、すみやかに監査役又は監査役会に報告する。
- (3) 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを禁止し、その旨を当社グループ役員及び使用人に周知徹底する。

8. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要でないと認められた場合除き、速やかにこれに応ずるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役会との間で定期的に意見交換を行う機会を設ける。
- (2) 監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるための緊密な連携を図る。
- (3) 取締役は監査役が社内の重要な会議等に参加する機会を確保する。

以 上